

松野殿御返事 建治二年十二月九日

五十五歳

御文に云はく、此の經を持ち申して後、退転なく十如是・自我偈を読み奉り、題目を唱へ申し候なり。但し聖人の唱へさせ給ふ題目の功德と、我等が唱へ申す題目の功德と、何程の多少候べきやと云云。更に勝劣あるべからず候。其の故は、愚者の持ちたる金も智者の持ちたる金も、愚者の燃せる火も智者の燃せる火も、其の差別なきなり。但し此の經の心に背きて唱へば、其の差別有るべきなり。 (一〇四六頁)

本日は三月度の御報恩御講を皆様方と共に読經唱題申し上げ奉修した次第であります。只今拝読の御書は、建治二年（一二七六年）十二月九日、日蓮大聖人が身延に入られてからの御述作とされていますが、御真筆は現存してないのです。別名は、内容から「十四誹謗抄」とも称されています。

当時、日蓮大聖人様は、鎌倉幕府にたいして、立正安國論をはじめとし、数々の諫曉を続けられたのであります。が、幕府指導者は、これを聞き入れず、かえつて、大聖人に迫害を加えるばかりであったのです。佐渡より帰られてからも、大聖人は三度目の国家諫曉を試みられたのです。ところが、用いられなかつため、大聖人は「三度諫いさめて用いられずば國を去る」との故事にならつて、身延に入られたのであります。

当時の大聖人の心境については、種種御振舞御書（一〇六九頁）に「本より^期ごせし事なれば、三度國を^諫いさめんにもちゐずば國をさるべし（孔子の孝經・諫争章に「三諫不納奉身以退」と。されば同五月十二日にかまくらをいでて此の山に入る」とあり、また下山御消息（一一五三頁）に「國恩を報せんがために三度までは諫曉すべし、用ひずば山林に身を隠さんとおもひしなり」と心中を吐露されているのです。

光日房御書（九六〇頁）には「日本國のほろびんを助けんがために、三度いさめんに御用ひなくば、山林にまじわるべきよし」とも申されています。大聖人は、再び忍び寄る外敵の恐怖と、年々続く飢饉による窮乏の原因は、一国謗法にある、と断言なされ、謗法を対治することが一切を救済することであると主張されたのです。

ところが、幕府は依然として用いないために、大聖人は、三度諫めても用いないなら、山林に交わる以外にないと覺悟され、また国主が用いないものを、それ以下の者に説いても無駄であると身延に籠られたのです。

それは隠棲の形を取るものでありましたが、事実上は、文底深秘の三大秘法を、末法万年の未来に伝えるため、広宣流布の布石を全うするための戦いであって、ひたすら重要御抄の執筆と、人材育成に専念なさつたのであります。

ところで、身延の様子については、本文にも記されている通り、人里離れた不便な地であり、他の御抄にも、その様子が説明されている通りです。

種種御振舞御書（一〇七二頁）には「此の山の体たらくは、西は七面の山、東は天子

のたけ、北は身延の山、南は鷹取の山。四つの山高きこと天に付き、さがしきこと飛鳥もとひがたし。中に四の河あり。所謂富士河・早河・大白河・身延河なり。其の中に一町ばかり間に候に庵室を結びて候。昼は日をみず、夜は月を挙げず。冬は雪深く、夏は草茂り、問ふ人希なれば道をふみわくることかたし。殊に今年は雪深くして人問ふことなし。命を期として法華經計りをたのみ奉り候に御音信ありがたく候」とあります。

御文に「昼は日をみず夜は月を挙げず」とありますから、光も通さないほど木立が鬱蒼と生い茂つていたのであります。夏は草茂り問う人希なれば道をふみわくることかたし」は、いかに人里離れた地であつたかということが伺えます。

しかし、このような自然的地理的な悪条件にもかかわらず、各地方の弟子檀那との文通は絶えることなく、真心の御供養を持参して訪れる人もいたようです。そして、次第に身延には、相当数多い弟子檀那が出入りし、指導を受け、講義を聞いていたようです。

また、各方面に配置された弟子達は大聖人の指導の下に、折伏布教の戦いを展開していました。すなわち、上総方面には日向、下総には三位房、大進房、日頂、富木、大田、曾谷氏等、また相模には日昭、日朗、四条氏等、そして駿河、甲斐には日興上人を中心とする南条、高橋、松野、大内、石河氏等が活動していました。

当時の身延における法華經講義については、日蓮大聖人年譜に「延山蟄居の後御弟子衆の請により法華經の御講釈あり、日興度々聞を集め部帙を成して御義口伝と名づく、亦日興記と号するなり」とあり、五十歳の坂を越えられた大聖人は、弟子に向かつて、仏法の深遠な教えを説かれていたのであります。

本抄の大要是、松野殿からの手紙に「法華經を受持して後、退転することなく、方便品の十如是と寿量品の自我偈を読誦し、題目を唱えています。しかし、その題目も、聖人が唱えられる題目の功德と、われわれが唱える題目の功德とでは、どれほどの相違があるのでしようか」との題目の功德の勝劣有無を質問したのに対して答えられた御消息であります。その松野殿からの質問に対して、日蓮大聖人は、「更に勝劣あるべからず」と教示されています。その理由は、愚者が持つていてる金も、智者の持つていてる金も、また、愚者がともす火も、智者がともす火も、何ら差別、相違がないのと同じ道理であると示されています。その理由は、愚者が持つていてる金も、智者の持つていてる金も、また、愚者がともす火も、智者がともす火も、何ら差別、相違がないのと同じ道理であると示されていますが、但し「此の經の心」、即ちこの法華經の心にそむいて題目を唱えた場合には、差別があると説かれ、その具体的な要因として、まず本抄は經釈を引用され、十四誹謗を挙げられて、これを戒められ、求道心を勧められて、そして、雪山童子が半偈のために身を投げた物語を詳述(くわしく述べること)されているのです。

そして、僧侶には遊戯雜談の態度は畜生や盗人と同じであると禁められ、更に、本迹二門と涅槃經の文により、不自惜身命の弘經を説かれており、また在家には唱題と御供養の大切な事を説かれて、成仏の境涯を明かされているのであります。

また本抄では、法華經普賢菩薩勸發品第二十八に説かれる「若実若不実(若し復是の經典を受持せん者を見て、其の過悪を出さん。若し実にあれ、不実にあれ、此の人は現世に、白癩の病

を得ん」（法華經開結・六〇六頁）の經文を引用され、内容が眞実であろうと虚偽であろうと、正法を信ずる者を誹ることは、仏を誹謗することに匹敵する大罪となる旨を示されています。大聖人の大願たる広宣流布をめざす私達は、その尊い使命を帶びて信心を行じているのですから、互いに尊敬し合い助け合い、眞の異体同心をもつて明るく元氣に勇往邁進することが大切です。

されば、法華經の修行にも重々の段階があり、その概略を述べるならば、妙樂大師の法華文句記の五の巻には「惡の数を明らかにすることについて、法華經の譬喻品第三には『説不説』とだけ説かれていますが、ある人は、この惡の数を分けて、次のように説かれています。即ち、先に誹法の惡因を列挙いたされ、次に惡果を述べられて、まず惡因には十四の誹法があること、一に驕慢、二に懈怠、三に計我、四に淺識、五に著欲、六に不解、七に不信、八に顛躯、九に疑惑、十に誹謗、十一に輕善、十二に憎善、十三に嫉善、十四に恨善である』とある。この十四誹謗は、在家出家の両方にわたるのであるから、誹法の罪を恐れなければならぬと仰せになつてゐる所以あります。

過去の不輕菩薩は、いつさいの衆生には、みな仏性がある、法華經を持つならば、必ず成仏する、その一切衆生を輕蔑することは、仏を軽んずることになる、といつて一切衆生に向かつて礼拝の行を立てたのであります。

不輕菩薩は、法華經を持つていらない者でさえも、もしかしたら持つかもしれない、本来仏性があるとして、このように敬い、礼拝したのである。まして、法華經を持つてゐる、在家出家の者においては当然、尊敬しなければならぬと仰せなつてゐる所以あります。

法華經第四の巻の法師品第十には「もし在家の身であれ、あるいは出家であれ、法華經を持ち、説く者に対して、一言でもそしるならば、その罪報の多いことは、釈迦仏を一劫の間、面と向かつてそしつた罪よりも重い罪をうける」と、説かれています。

あるいは普賢菩薩勸發品第二十八に「もし事実にしても、あるいは事実でないにも、法華經を持つ者の悪口をいえば、その罪は重い」とも説かれています。これらの經文に照らして考え合わせるならば、かりにも法華經を持つ者を、互いに、そしつてはならないのであり、その理由は、法華經を持つ者は、必ず、みな仏なのであつて、仏をそしつれば罪をうけるのは、当然だからであると仰せなつてゐる所以あります。

このように心得て唱える題目の功德は、仏の唱える功德と等しいのである。妙樂大師の金鉢論（妙樂大師湛然の著作）には「阿鼻地獄の依報であるその地獄の國土も、正報であるその地獄の衆生も、ともに尊極の聖人である仏の生命の中にあり、また毘盧遮那仏の身も、その仏國土も、凡夫であるわれら衆生の一念を越えて存在するものではない。すべて一念の心、生命の中にある」と解釈してゐます。十四誹謗の本意は、この文（金鉢論）によつて、推量していきなさい、仰せであります。

大事なことは、大聖人は本抄で、信徒の信心の在り方について、「在家の御身は、但余念なく南無妙法蓮華經と御唱へありて、僧をも供養し給ふが肝心にて候なり。それも經文

の如くなれば隨力演説も有るべきか」（御書一〇五一）と仰せです。即ち、真剣なる唱題と御本尊様への御供養、さらには力の限りの折伏実践が肝要です。折伏は実践の有無に掛かっているのです。大聖人の妙法は順逆二縁ともに救うのですから、折伏実践に少しの無駄もありません。

大聖人は本抄に「退転なく修行して最後臨終の時を待つて御覽ぜよ」（一〇五一页）と仰せになり、悟りの眼で法界を見たときに拝せられる、常寂光土の相を示されています。総本山第六十七世日顕上人は、「我々は臨終の時に至つて、やつとこのような境界になるのではなく、少しでも早くこのような境界を開けるよう、お互いが信心修行に頑張つてまいりましょう」（大日蓮・平成五年五月号）と御指南です。私達は、一生成仏と広宣流布のために信心をしています。このことを夢寐^{もむ}にも忘れず（ほんのわずかな間も忘れないということ）。「寐^び」は眠ること。眠つて夢を見ている間も忘れない）、自身の信心を磨くうえでも「何としても折伏させていただく」との強い一念をもつて破邪顕正の折伏に挑戦していきましょう。

また日如上人猊下は「謗法は、破折しないと絶対に滅びないのです。では、その謗法を破折できるのはだれか。それは我々でしょう。我々しかいないのです。ですから私達は、邪義邪宗の謗法に対しても徹底的に破折していかなければならないという自覚をしつかりと持つことが大事なのです。その破折によつて、正しい法が広まり、本当の安国の世界が生まれるのであります。」（大日蓮・令和七年二月号）と仰せになつています。

今月はお彼岸の月です。家族や親族、有縁の方々との親交を深める絶好の機会です。悲惨なニュースの飛び交う昨今、まずは大切な方を守るため、勇気を出して下種につながる一言をお話ししていきましょう。そしてその輪を少しずつでも広げてまいりましょう。それがやがては地域や国土にまで及び、広宣流布に繋がっていくのです。以上。

（令和七年三月度・御報恩御講の砌）